

飯塚市教育委員会告示第2号

飯塚市文化財保護条例(平成18年飯塚市条例第112号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり飯塚市指定有形文化財の指定を行う。

令和7年6月3日

飯塚市教育委員会
教育長 桑 原 昭 佳

飯塚市指定有形文化財の指定

指定区分	有形文化財（歴史資料）
名称及び員数	内野御茶屋絵図 1 鋪
所在地	飯塚市歴史資料館（飯塚市柏の森 959 番地 1）
所有者並びに管理者	飯塚市